

虐待の防止のための指針

社会医療法人 愛仁会

植村病院 訪問リハビリテーション

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

社会医療法人 愛仁会 植村病院訪問リハビリテーション（以下、当事業所）は、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持や人格を尊重し、権利利益の擁護に資することを目的に、下記の高齢者虐待に該当する内容及び関連する不適切な行為のいずれも行わないこととする。また、高齢者虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員が認識し、本指針を遵守し行動するものとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

【法条文】「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること」

(法第2条第4項第1号イ)

【内 容】暴力的行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

(2) 介護、世話の放棄・放任（ネグレクト）

【法条文】「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等擁護を著しく怠ること」(法第2条第4項第1号ロ)

【内 容】意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その世話を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

(3) 心理的虐待

【法条文】「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」(法第2条第4項第1号ハ)

【内 容】脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

【法条文】「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること」(法第2条第4項第1号ニ)

【内 容】本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

(5) 経済的虐待

【法条文】「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」(法第2条第4項第2号)

【内 容】本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成し、虐待の発生の防止・早期発見に加え虐待等が発生した場合は、その再発を確実に防止するための対策を検討する。なお、本委員会は、社会医療法人 愛仁会 植村病院の各部署からなるメ

ンバーで構成し、運営責任者は病院長とする。また、取り扱う事項によっては、医療安全委員会その他委員会又は会議と一体的に開催する。

(2) 虐待防止検討委員会は、毎月1回開催する。なお、虐待等が発生した場合は、臨時的に委員会を招集することができる。

(3) 虐待防止検討委員会の審議事項は、次のような内容について協議するものとする。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(4) 虐待対応責任者

虐待受付の窓口担当者として、虐待防止検討委員会の運営責任者である病院長と各部署委員があたるものとする。虐待対応責任者の主な責務は以下のとおりとする。

- ① 利用者又は家族、職員等からの虐待通報受付
- ② 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- ③ 関係機関や自治体等への通報及び相談

(5) 虐待に対する職員の責務

- ① 一般家庭における虐待は、外部から把握しにくい特徴があることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② 虐待もしくは虐待が疑われると思われる利用者を発見した場合、速やかに虐待対応責任者に報告する。

4 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待の防止のための研修は年2回以上開催し、虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識を普及・啓発する者であるとともに、この指針に基づき虐待防止の徹底を図る。

(2) 職員の新規採用時には、必ず虐待の防止のための研修を実施する。

(3) 研修の実施内容については、研修資料や出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 利用者又はその家族、職員等から虐待もしくは虐待が疑われる通報が虐待対応責任者であった場合は、本指針に基づき適切に対応する。

(2) 虐待対応責任者は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、必要に応じて虐待防止検討委員会を開催し、対応策を協議する。

(3) 緊急性の高い事案の場合には、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保残を優先する

6 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

(1) 利用者又はその家族、職員等から虐待もしくは虐待が疑われる相談等があった場合は、

本指針に沿って適切に対応する。

- (2) 職員は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者やその家族の様子の変化を迅速に察知し、それに係る状況の把握等の確認に努めなければならない。また、虐待対応責任者にその事実を報告すること。
- (3) 虐待対応責任者は虐待防止検討委員会に報告し、虐待の実態、経緯、背景等について話し合い、必要に応じて関係機関や自治体に報告し、その対応について相談すること。

7 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1) 虐待対応責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、利用可能な権利擁護事業について説明し、成年後見制度の利用を利用者や家族等に啓発する。
- (2) 家族の支援が著しく乏しい利用者の場合、地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるように支援する。
- (3) 利用者やその家族から、成年後見制度の利用について相談があった場合は、社会福祉協議会または自治体等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 苦情相談窓口を通じて虐待に係る相談があった場合は、速やかに寄せられた内容について運営責任者の病院長へ報告する。
- (2) 運営責任者は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように細心の注意を払うこととする。
- (3) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において、発生要因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員へ周知する。
- (4) 運営責任者は誠意を持って相談者に対応するとともに、苦情解決第三委会、市町村、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

9 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等及び職員等が本指針を自由に閲覧することができる場所に設置するとともに当事業所のホームページにも公表し、いつでも閲覧可能な状態とする。

10 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

4に定める研修の他、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

11 記録の保持

虐待防止検討委員会に審議内容等、事業所内における虐待防止に関する書記録は5年間保管する。

附則

この指針は、令和5年11月1日より施行する。